

助成金 | 人材開発支援助成金

(建設労働者認定訓練コース)

最大1,000万円

締切：随時

申請難易度：★☆☆☆☆

全国

📌 制度の概要

建設業における労働者の育成と技能継承を図るため、中小建設事業主等が実施する認定訓練に対して助成する制度です。経費助成・賃金助成・生産性向上助成の3つのコースがあり、建設労働者の雇用安定と能力開発を支援します。

🔗 支援内容

☐ 経費助成コース

認定訓練の運営実費。訓練指導員の謝金、教材費、施設使用料など。

助成率：1/6

上限額：設定なし（実費×助成率）

☐ 賃金助成コース

認定訓練期間中の賃金を助成します。

日額3,800円

年間上限1,000万円

☐ 生産性向上助成コース

生産性要件を満たした場合の追加助成です。

日額1,000円

年間上限1,000万円

※賃金助成と生産性向上助成は年間合計1,000万円が上限

👤 対象となる取組

【認定訓練】

- 普通職業訓練（建設関連の訓練課程・科目）
- 高度職業訓練（建設関連の訓練課程・科目）
- 短期技能士養成コース
- 管理監督者訓練コース
- 指導員訓練

※一人親方や同居親族のみを使用する事業主は対象外です

👥 対象者

- 中小建設事業主（雇用保険適用事業所）
- 中小建設事業主団体
- 職業訓練法人
- 建設業関連の協同組合・社団法人等

💡 採択率向上のポイント

- 事前準備の徹底**：認定訓練の承認を事前に取得し、都道府県助成の確定を待つこと
- 書類の完備**：訓練カリキュラム、受講者名簿、**経費内訳書**の詳細記載が重要
- 申請期限の厳守**：訓練終了後から都道府県通知後2か月以内の申請期限
- 適切な経費計上**：助成対象経費の分類と消費税相当額の適正処理

📊 戦略的分析

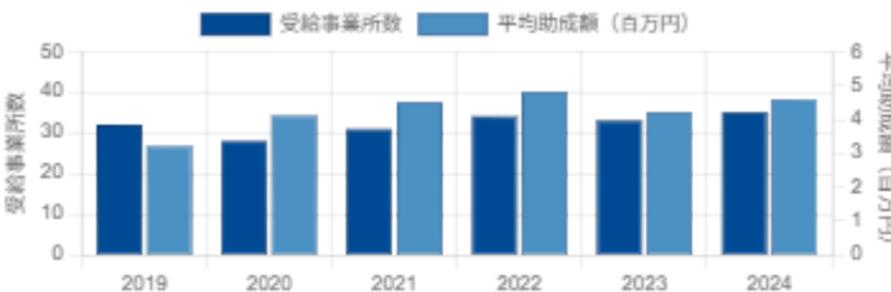
【建設業界の人材育成課題】

- 技能労働者不足**が深刻化しており、若手育成が急務
- 建設技能の**継承システム**構築が業界全体の課題
- 労働安全衛生教育の**標準化**が求められている

【助成制度活用の戦略的意義】

- 人材投資コスト**を軽減し、継続的育成を可能にする
- 認定訓練による**技能認定**で競争力を向上させる
- 生産性向上助成で**経営改善**との相乗効果を図る

📈 建設労働者訓練実績の推移



認定訓練実績（2019-2024年）：年間約30-35事業所が助成を受給
平均助成額：約450万円（1事業所あたり）

✂️ 訓練分野と実施例

訓練分野	代表的な訓練内容
建築施工	木造建築科、鉄筋コンクリート施工科
土木施工	土木施工科、造園科、測量科
設備施工	配管科、電気工事科、空調設備科
建設機械	移動式クレーン運転科、建設機械科
安全管理	建設業労働安全衛生、管理監督者訓練

📁 必要書類とチェックポイント

*このレポートは生成AIにて作成されています【2025/9/2作成】

提出書類	チェックポイント
支給申請書	<input type="checkbox"/> 正確な事業所情報 と訓練実施期間を記載 <input type="checkbox"/> 申請者印の 押印確認 は必須
助成金支給申請内訳書	<input type="checkbox"/> 都道府県助成対象経費の詳細内訳 <input type="checkbox"/> 6分の1計算の正確性を確認
都道府県通知書の写し	<input type="checkbox"/> 助成金交付決定通知書または実績報告承認通知 <input type="checkbox"/> 補助事業対象経費の確定額明記
受講者名簿・カリキュラム	<input type="checkbox"/> 訓練科目と実施時間数の詳細記載 <input type="checkbox"/> 受講者の出席状況確認

📅 申請スケジュール

📌 事前準備期間

認定訓練の承認申請から訓練開始まで3~6か月程度。都道府県との事前調整が重要。

📌 訓練実施期間

認定訓練の実施

訓練期間中は出席管理と経費記録を徹底。

📌 都道府県申請

訓練終了後、都道府県へ助成申請

📌 国への申請期間

都道府県通知後2か月以内

管轄労働局への支給申請書提出

📌 支給決定

申請後1~2か月で支給決定

書類不備の場合は追加提出要請あり

❓ 問い合わせ

制度詳細 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou_u/kensetsu-kouwan/kensetsu-kaizen.html

申請窓口 各都道府県労働局
職業安定部職業対策課（建設労働者対策担当）
TEL：平日9:00~17:00

申請窓口一覧 <https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001455534.pdf>